



理論 (A-PDCA メタ実践モデル) に基づき、認識の統一をしていきましょう！

ご利用者のストレングス（強み）をお借りして、ご利用者のエンパワーメント（自身のお力で日頃の困りごとを解決しながら生活する力）のさらなる向上につなげる事が個別支援計画策定の意味です。

パターナリズム（支援者の思考思想。虐待の芽）におちいらぬ為の方法

～支援姿勢・支援員としての心構え～

以下3点をを継続して、考察し続ける。

- ❖ ご本人主体・・・支援者の自己満足ではないのかを常に自問せよ。
- ❖ 自己覚知・・・無知の知。自身の好みを知る。自身の嫌悪を知る。
- ❖ チームワーク・・・ミスを認める勇氣。同僚とのラポールの形成。

チームワークとは、精神論ではなく、学術研究されてる理論です。

『誰かを悪者にしたり、誰かが犠牲を払ったり、起きた事を責め詫びを乞う事で成り立つ支援はない』『起きた事を評価（アセスメント）し、その原因となった事を検討する力、その事柄の持つ資源力(インフォーマル・フォーマル等)をアセスメントし活用する力のある集団を、チームワーク理論に基づく、力のある組織と呼ぶ。』

～チームワーク力をつける手順～

- 1：【助けて】を言える関係性の構築。
- 2：【ありがとう】【すみません】を言える関係性の構築。
- 3：起きたことを責め立てるのではなく、ストレングス評価と改善点を事例検討できるカンファカ・フィードバック力をOJTする。
- 4：否定や批判は誰にでもできる。福祉従事者は、ストレングス評価をする力が絶対的に必要である。ご利用者・ご家族・他事業者・同僚・社会にも、その力を発揮する事。【支援の質の向上】とは、批判点をどのようにしたら、改善・解決に結び付けるかを考慮し、ストレングス評価のもと、PDCAサイクルを徹底し、表現することである。

資料①—2

アカウンタビリティは、対象となる方に自己選択自己決定の**意思決定支援**を確実に行うという事です。子どもに対してや障がいのある方に対して、外国から我が国に来た人など、お一人お一人にカスタマイズして、状況や権利を説明する支援の事です。支援者側から見た、しなければならない「説明責任」と捉えると分かりやすいかもしれません。

アカウンタビリティのポイントは以下の3つです。

- ①対象が誰であるか。その対象について正確（多面的に。独断的でなく客観的に。）に把握しているか。
- ②パタナリズムでない説得するための資料作りや情報提供ではなく、意思決定の手がかりとなり、また意見表明しやすくする情報や環境を設定できているか。
- ③着地点（PDCA サイクルの下、ご本人主体支援）のあるモニタリングやヒアリングになっているか。着地点とは結果ありきという意味ではなく、対象が「何を問われているか。」を、意識して大いに” 語って” 頂く素地を作られているか否かという事である。

ご本人の**人権尊重・権利擁護（アドボケート）**を目的に代弁機能も福祉従事者の責務一つです。ご本人の” 今” が幸福な時間になる事の伴走者が福祉従事者です。よって、個別ケースはストレングスモデルで、個別支援計画を作成して、ご本人の豊かな社会生活維持等を目的に、支援展開をしていきます。

「**意思決定支援**」という支援の方向性を国が明確に指示しました。

実際難しいです。なぜなら今まで日本は、真のアカウンタビリティを実践してこなかったからです。

個別支援となるアカウンタビリティに一つの答えはないです。

福祉従事者の責務である真のアカウンタビリティ実践を、障がいの程度によらず、年齢によらず、病気によらず、置かれた環境や立場によらず、福祉科学での理論・概念を駆使して、どのように支援実践していくかを考えていくのが、私たちの専門性であり大きな役割です。

ご本人の人生はご本人のもので、ご家族のものではないです。ご本人の意思決定支援が主軸です。しかし、ご家族への寄り添い支援もけしておろそかにしてはなりません。

なぜなら、ご家族がご本人の重要な社会資源の一つだからです。

多くの場合、親にとって子どもは、いつまで経っても” 子” です。

その” 子” にも人生があるという事を知って頂く機会、すなわちご家族へのエンパワメント支援展開をしていく事も重要です。

その為には、ご本人はもとより、ご家族ともラポール（信頼関係）の構築をしなくてはなりません。ラポール構築を日々重ねていないと、支援はできません。

ラポールの深めを行いながら、ご家族の意思を否定しているわけでも、説得しようとしているわけではなく、ご本人の自己選択・自己決定を支持しよう、もしも転んだら一緒に立ち上がるからと、支援者としての支援展開を明確に表明します。これが個別支援計画です。

加えて、ご本人にご家族がなぜ、反対する若しくは違う意見なのかを説明する、いわゆるアカウンタビリティを徹底し、良好な家族関係の維持向上を図ります。

ご家族へのエンパワメント支援をする為には、ラポール構築スキルが必要です。日々の関りの中での積み重ねにより、ご本人とご家族が表出している事の真意を” 探る” のでも” 憶測” するのでもなく、教えてもらえる関係性を築く力が、福祉従事者には必要です。

資料①—3

～参考情報～

条約に批准しているという事は、憲法よりも優先して守らなければならない事という事です。

子どもの権利条約も障がい者権利条約もそうです。

障がい者権利条約のスローガンです。「私たちぬぎに、私たちのことを決めないで」

子どもの権利条約 第6条

1、締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。

2、締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

2019年セーブ・ザ・チルドレンが15歳～80代まで3万人を対象に、子どもの権利に関する意識調査を実施しました。その調査で「子どもが選んだ子どもにとって大切な権利」の1位が、上記の第6条でした。

「身体も心も殺さないで」＝それだけ子どもは環境や大人の身勝手で”殺されている”のです。

～参考情報以上～

ソーシャルワーカーの倫理綱領をザッと黙読してください。

倫理綱領の位置づけについて説明します。

倫理綱領は「当たり前」が書かれています。倫理綱領は世界基準なので、当たり前が当たり前でない国・地域もあり、あえて明記されている事柄もありますが、当たり前の事を当たり前の事として、表明し続け、その理念・概念を完全定着させる事が社会モデルの技法でもあります（社会モデルは通常20～30年スパンで計画実施されます）。人は反復しなければ忘れていく生き物なので、常態化させる・継続させるという、社会変容を伴う事柄への働きかけは、無駄のようではありますが、倫理綱領のように”書き続ける事”が必要な場合があります。ソーシャルワーカーの倫理綱領は、世界的な定義なので、各種専門職で倫理綱領として使われています。2020年5月に改定されたので、以前の2005年のも一読してみてください。15年間で世界がどのように変化したか、していないかがわかります。

現場実践していると、現場の支援員たちは折々に様々なジレンマにぶち当たります。【倫理綱領】は現場実践でジレンマがあった時に戻る場所です。そのジレンマは一人で解決する事柄ではなく、同僚・上司とのチームワークにより解決していく事柄です。検討時にたたき台となり又、共通言語となるのが【倫理綱領】なのです。まるまる従うだけのものではなく、活用する定義なのです。

【倫理綱領】は社会福祉の根本なので、脳髓に叩き込むためには反復学習が理解の深めに繋がります。ご本人の人権擁護と地域福祉・社会正義の推進の意義が、ずれない為に事あるごとに目を通すとジレンマの解決が見えてきます。

なぜずれてはならないかと言うと、そこがずれたら、人権侵害と虐待、ご本人主体から逸脱した支援者主体の独りよがりな正義（＝パタナリズム）になるからです。

ご本人やご家族や地域住民の皆さん、関係機関の皆さんも私たちも、皆地域の“生活者”です。誰一人として自身の命（物理的にも社会的にも）も他者の命も奪わない地域を作り上げていく為に、福祉従事者は地域福祉の推進が職責です。従って、地域福祉と社会正義の推進とは何かという根本概念理解の深めと、【倫理綱領】を大いに活用しましょう。

次の3/15木の研修までに倫理綱領を音読してください。

*音読の効果は以下のようなエビデンスが取れています。

視覚認識した事を、発声し、その音を聴くという、3器官を刺激する必然を人工的に起こさせる事で、集中力が高まります。